

- 柱 I - 1：病床の機能分化・連携のために必要な事業
柱 I - 2：病床数又は機能の変更のために必要な事業

R6年度事業計画策定に向けた県方針

<病床機能の転換・連携推進>

- 地域医療構想の実現に向け、一層の基金の活用を図る
- 不足する回復期病床への転換とともに病床を削減して行う新たな取組や、病床削減、機能の転換・分化・連携・集約化に向けた計画策定などへ支援し、県民に必要な医療を、質が高く効率的な形で提供できるよう活用していく
- 地域医療構想の方向性に合致した二次医療圏全体を見据えての人材確保については柱Iを積極的活用する

<ICTを活用した効率化>

- 医療ICTは「あじさいネット」による展開を基本とする。今後、あじさいネットに関する課題の解決を図るとともに、地域包括ケアシステムに資するICTの導入にあたっては、下記の事項を確認する
 - ・「あじさいネット」との機能・情報の重複、運用経費（更新を含む）の負担額や負担方法、県全域や医療圏全域でない住民を対象とする場合は関係市町の協力体制等
 - ・国が稼動予定としている全国保健医療情報ネットワーク整備内容との重複

これまでの実施

2
62
72
82
93
03
1

2

3

4

5

事業の評価

○基金を活用した病床機能の転換

病床の機能分化連携推進事業

病床機能再編支援事業
(単独支援給付金支給事業、統合支援給付金支給事業、債務整理支援給付金支給事業)

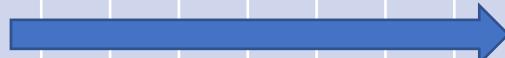
回復期機能を支える医療機関の支援事業



- ・不足する回復期病床への転換とともに、病床を削減して行う新たな取組や、機能の転換・分化・連携・集約化等に向けた計画策定への支援等へ対象を広げることで、今後大きな需要が見込まれる。

○地域医療構想調整会議を補完する場

地域医療構想を担う医療機関等の連携体制整備事業



- ・調整会議による協議が本格化する中、限られた時間・場所では活発な意見交換が困難であるため、補完する話し合いの場や講演会等、医療機関等の自主的な開催や取り組みを支援し、機能分化・連携体制の推進を図る。

地域医療構想推進体制強化事業

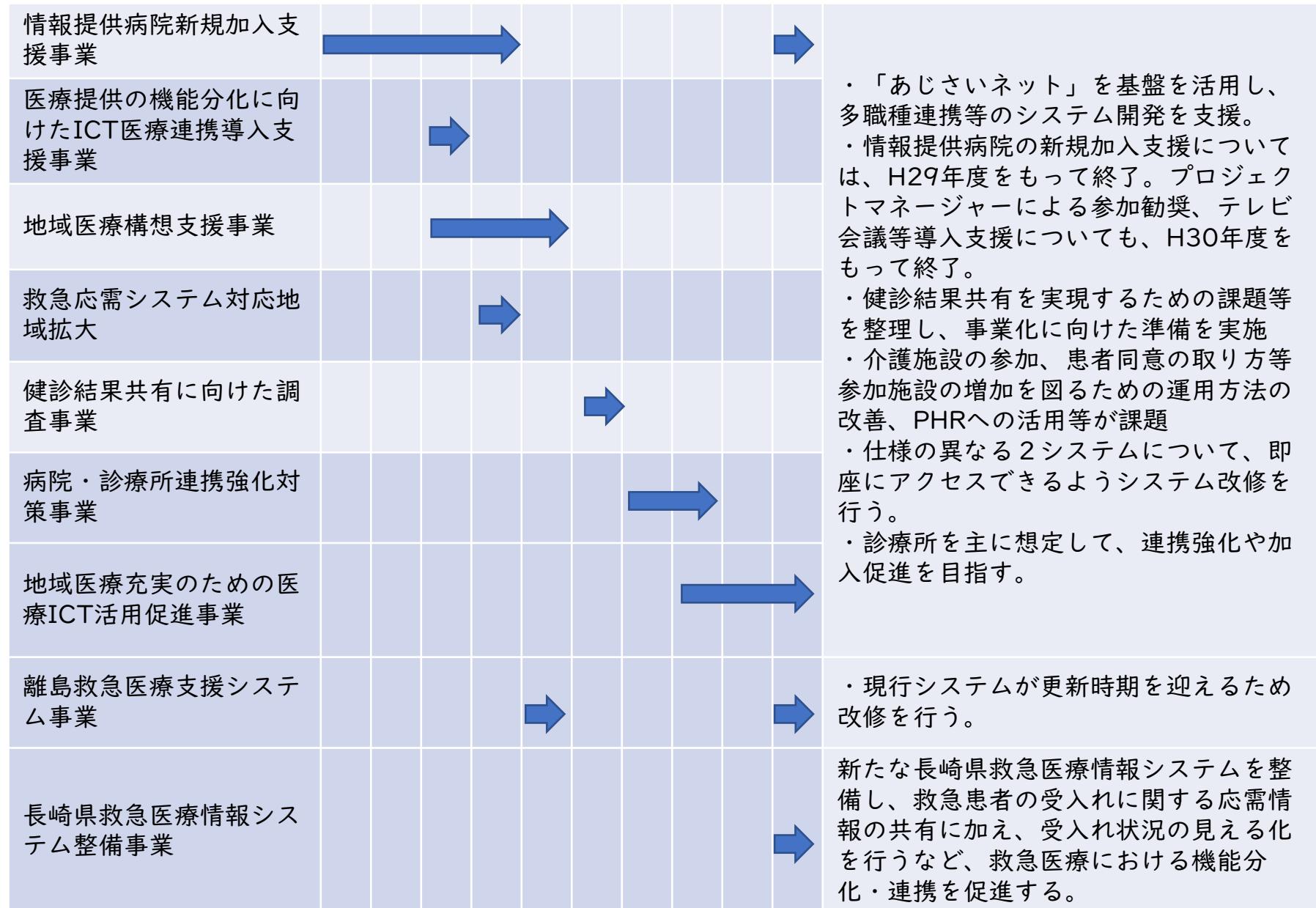


- ・地域医療構想アドバイザーによる調整会議の体制充実・強化を図る。

○病床の機能分化・連携推進

がん診療施設整備事業			<ul style="list-style-type: none"> ・政策的医療として推進すべき事業を中心に、高度化、効率化を目的に積極的に基金を活用 ・本県の地理的事情を鑑み、基金事業において、一定の継続的な支援が必要な経費 ・医療計画・地域医療構想における医療機関の位置づけとの整理が必要。
高精度がん放射線治療の集約と質の均一化事業			
周産期医療の機能分化連携推進事業			
周産期・小児発達支援情報ネットワークシステム構築事業			<ul style="list-style-type: none"> ・産科・小児科の各医療機関や行政等が連携した切れ目ない支援体制を構築するため、未加入施設へ本システムの普及啓発を図り、周産期医療における安全性を確保し、小児の心身ともに健全な発育を支援する。
回復期病床における退院支援の質向上に資するリハ専門職等育成事業			<ul style="list-style-type: none"> ・県内の回復期病床や地域包括ケア病棟を有する医療機関を対象に、ネットワークの構築、退院支援に向けた医療介護連携、情報共有の機会を設け、多職種共同の要となる中堅職から管理職の専門職の質向上を図る。
発達障害児地域医療体制整備事業			<ul style="list-style-type: none"> ・発達障害の診療等に取り組もうとする地域の医療機関に対し、必要な施設・設備環境の整備を支援することで、専門医療機関と地域医療機関との機能分化を図り、発達障害児の早期診断、早期療育につなげる。

○ICTを活用した医療機関等の連携推進



柱Ⅱ：在宅医療・介護サービスの充実のために必要な事業

R6年度事業計画策定に向けた県方針

<退院支援>

- 病院から在宅に移行する際、医療機関と地域包括支援センター、ケアマネージャー等の地域関係者との切れ目のない情報共有を図るため、先行地域の取組事例の情報提供や意見交換の場をとおして、在宅医療圏域単位での退院支援の仕組づくりを支援する

<日常の療養生活の支援>

- 訪問看護師の知識や経験に応じた研修や専門技術研修等の実施、訪問看護事業所の地域偏在の解消等、訪問看護事業所や訪問看護師を総合的に支援する訪問看護サポートセンターの充実を図る

<急変時の対応>

- 家族の負担を軽減するため24時間対応可能な訪問看護事業所の確保を図るなど、安定的なケアの提供が行える体制を構築する
- 在宅療養支援診療所・後方支援病院の拡大を図るとともに、地域におけるかかりつけ医、訪問看護事業所、施設等と後方支援病院との連携体制を推進する

<看取り>

- 人生の最終段階における医療・ケアに関する医療関係者等に対する研修や住民啓発を実施する

<在宅医療・介護連携>

- 介護保険制度における地域支援事業としての在宅医療・介護連携推進事業に取り組む市町に対して、県内情報交換会の開催等により支援する

これまでの実施

26

27

28

29

30

31

2

3

4

5

事業の評価

○在宅医療提供体制の整備

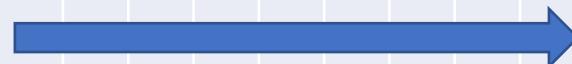
在宅医療拠点及び住民相談支援センター整備事業		・大村市、島原市の2市において、在宅医療に携わる連携拠点及び情報提供の窓口が整備された。医師会や地域支援病院との連携により、拠点設置の拡大が必要。
在宅歯科医療推進に係る拠点連携推進室整備事業		・長崎市、佐世保市、島原市に連携拠点推進室が設置され、病院や施設に歯科衛生士を派遣し、口腔ケアの向上、医科歯科の連携体制が構築された。
訪問看護支援事業		・訪問看護師及び管理者への相談事業や研修による訪問看護の充実強化が必要。
「あじさいネット」を利用した在宅医療強化事業		・在宅医療でのモバイル端末の利用料を支援した。利用者の増加を図る必要がある。
在宅医療導入研修事業		・医療機関、関係多職種及び住民の在宅医療の理解が深まり、在宅医療に携わる人材の育成と住民意識の醸成が図られた。
在宅歯科診療ネットワーク構築事業		・地域包括ケアシステムにおける、歯科と関連職種との連携構築、市町や関連職種が連携し病院、施設、自宅での歯科診療の充実が図られた。
在宅歯科医療推進事業		・在宅医療に関わる医療・介護の関係者及び県民に対し、口腔管理の重要性等の啓発を行い、多職種連携による口腔管理を推進、歯科医療・介護の体制づくりに寄与した。
在宅歯科医療に関する歯科医療従事者人材育成支援研修事業		・地域包括ケアシステムへの参画に繋げる活動や、質の高い在宅歯科医療を提供するための研修等を実施した。

○在宅医療提供体制の整備

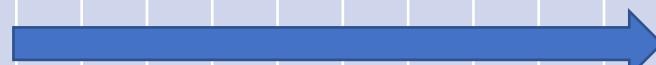
在宅医療導入研修・啓発事業			・医療・ケアについての関係者や一般市民の理解促進、在宅医療に携わる人材の育成や普及啓発に繋がった。
在宅医療提供体制推進・啓発事業			・地域の在宅医療を担う多職種や医療機関等に対して、地域の実情に応じた研修を実施し、住み慣れた地域において在宅医療を受けられる体制の構築に寄与した。
在宅医療体制整備事業			・西海市において、在宅医療機関提供体制の整備、強化を図ると共に、必要な支援方策について調査、検討を行う。
人生の最終段階における医療・ケア体制推進事業			・本人の意向を最大限尊重した切れ目のない在宅医療と介護を一体的に提供する体制を構築する。
専門医療機関連携薬局推進事業			・地域ケアが必要ながん患者に対して、薬剤師が積極的に在宅医療に参画していくため、「地域薬学ケア専門薬剤師」、「がん指導薬剤師」等を育成し、がん患者の医療を支える専門医療機関連携薬局を県内に整備する。

○多職種の連携体制構築

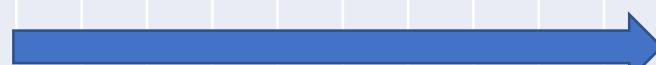
医療的ケアが必要な在宅小児等への支援事業



在宅医療・多職種連携に関する薬剤師の支援事業



在宅等医療人材スキルアップ支援事業



歯科医療人材育成事業



がん専門医療従事者養成事業



・多職種の連携強化、人材育成等について支援した。

・1件あたりの補助額は少ないが、研修会の実施や現地の資源把握等、効果的な事業を実施した。

・復職支援を目的とした交流サイトの開設及び研修会の開催により、歯科衛生士の交流サイトの登録と再就職につながった。

柱Ⅲ：医療従事者の確保・養成のための事業

R6年度事業計画策定に向けた県方針

<医師確保・偏在解消>

- 医師確保計画の目標医師数を達成するための施策として、大学地域枠等の養成医制度を柱としつつ、地域の自治体や関係者と共同して医師確保の事業を展開していく

<看護職員確保>

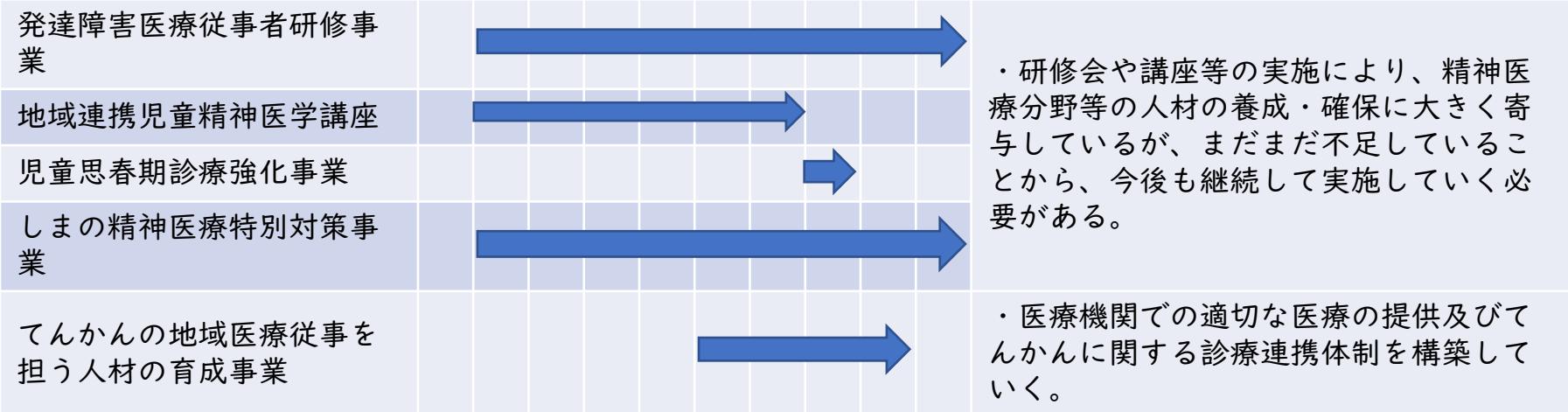
- 2025年の看護職員需給推計において、661名の不足が見込まれることから、県内就業促進、離職防止、資質向上の柱で看護職員確保事業を展開する
- 新卒看護職員の県内就業・定着を促進するための施策として、看護師等学校養成所と医療機関等と連携し、若者が県内で働くことの魅力を高めるために、教育環境や勤務環境の整備、UIターン施策を進めていく

これまでの実施	26	27	28	29	30	31	2	3	4	5	事業の評価
○医師の確保											・地域医療を担う医師を確保し、地域偏在を解消するための事業であり、今後も継続していく必要がある。
ながさき地域医療人材支援センター運営事業											大学地域枠医学修学資金貸与事業
大学地域枠医学修学資金貸与事業											・地域枠医学生へ修学資金の貸与を行うことにより、離島に勤務する医師の養成に寄与しており、今後も継続していく必要がある。
地域の勤務医師確保事業											・一般枠医学生へ修学資金の貸与を行うことにより、離島に勤務する医師の養成に寄与しており、今後も継続していく必要がある。

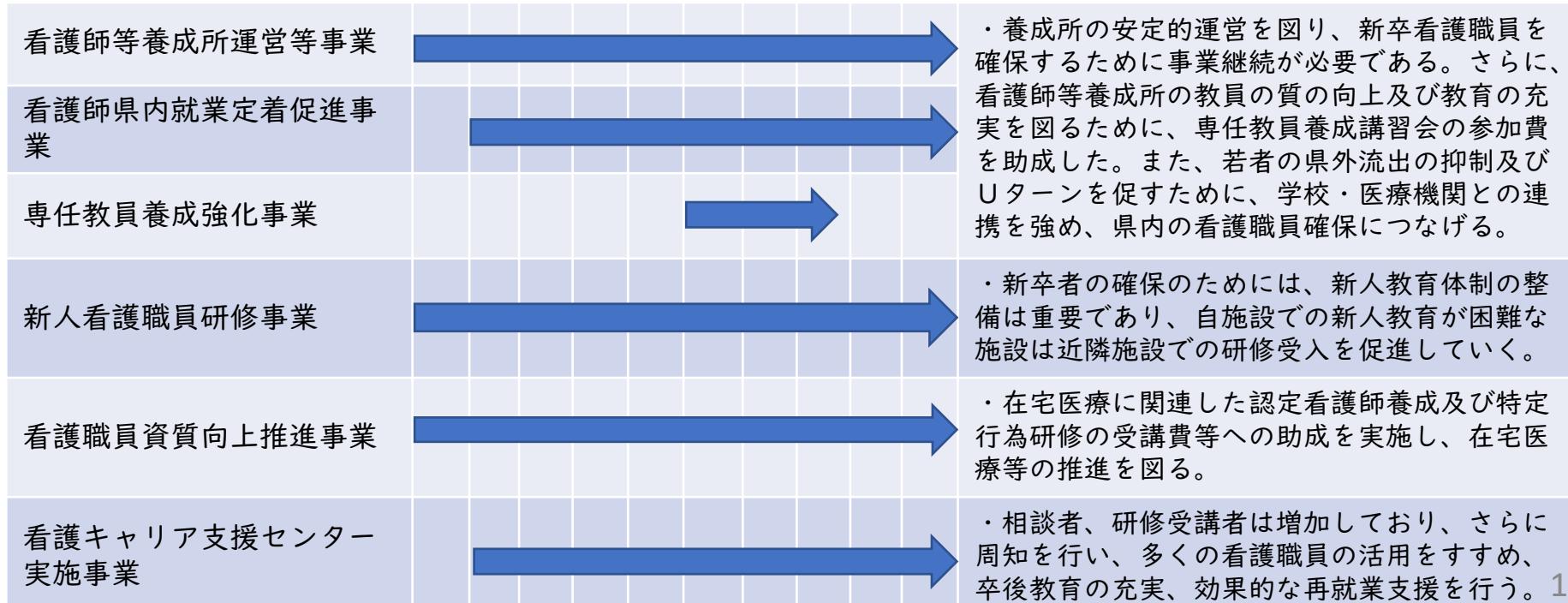
○医師の確保

専門医師確保対策資金貸与事業		・小児科、産科、救急科、精神科、総合診療科及び脳神経外科の研修医等に研修資金の貸与を行い、専門医を養成することにより、不足する診療科の医師確保に寄与している。リハビリテーション科専門医養成のための研修プログラム策定を支援することで専門医確保を目指す。
リハビリテーション科専門医育成事業		・同圏域における医師及び看護師の確保及び偏在是正に向け検討会や調査等を実施する。
佐世保県北医療圏医療人材確保支援事業		・将来、離島等での医療に携わる医学生に対して、離島において研修を実施することにより地域医療への意識向上に寄与している。
医学修学生等実地研修事業		・医学生が離島・へき地などの実習により地域医療への理解を深め、総合診療専門医の増加を目指す。
離島・へき地医学講座事業		・病院見学者の誘致、臨床研修病院合同説明会の開催など臨床研修医の確保に向けた様々な事業を展開しており、若手医師の確保に寄与している。
新・鳴滝塾構想推進事業		・DMATの拡充や技能維持に係る研修等の開催やインストラクターの資格取得に対する支援により災害時の体制強化を図る。
広域災害・救急医療情報システム費		・離島の住民が地域の基幹病院において専門医療の受診ができるよう、長崎大学病院が設置する遠隔医療センターに対する運営支援を行う。
遠隔専門医療支援事業		

○医師の確保



○看護師の確保



○看護師の確保

プラチナナースの活躍推進事業			・定年退職後の看護職員のキャリアを活かした働き方の創出、及び雇用側の業務の掘起しと多様な働き方の促進により、マッチングに繋げる仕組みを構築した。
特定行為（38行為）研修修了者育成事業			・医師が不足する離島地域において、医師業務を補完する専門性の高い看護師を確保するために、特定行為研修（大学院）及び臨床での実務研修にかかる費用を助成した。
潜在看護師の再就職研修事業			・休職中の潜在看護師が、地域の診療所へ安心して再就業できるよう支援する研修事業を実施する。
看護職員合同就職説明会開催事業			・看護職員の確保に向けた合同就職説明会を実施するとともに、参加病院等に県内就業につながる求人や施設情報の発信手法等のセミナーを実施
特定行為研修推進補助事業費			・特定行為修了者同士による交流や情報交換を通じて、医療機関における研修修了者に期待される役割や活用体制の整理を行う。
看護師等養成所課程変更支援事業			・県内看護師等養成所のニーズに応じた課程変更を支援することで、看護職員の安定的な養成を図る。

○医療従事者の勤務環境改善

医療勤務環境改善支援センター事業		・県内の医療機関に対して、セミナーの開催、勤務環境改善に取組む医療機関に対するアドバイザー派遣による助言等により、医療機関の勤務環境改善や病院管理者等の意識向上に寄与している。
------------------	--	--

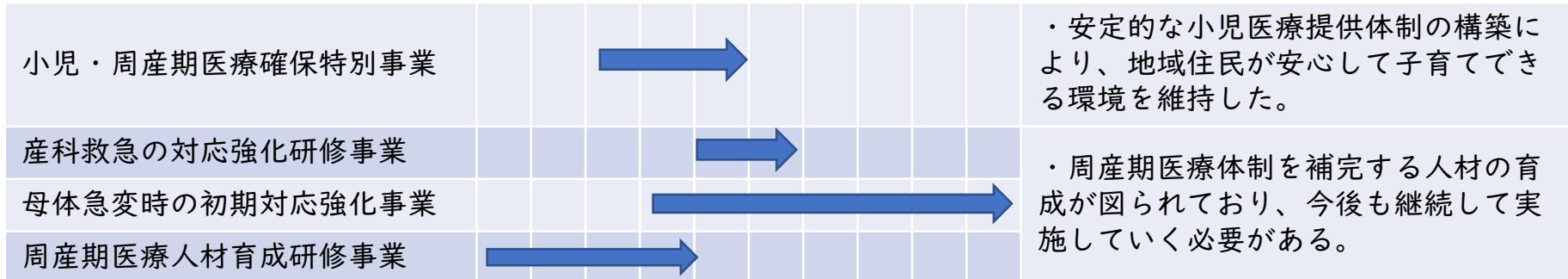
○医療従事者の勤務環境改善

医師ワークライフバランスサポート事業		・女性医師等に対して離職防止・復職支援のための保育サポートを行う事業であり、保育サポーター・利用医師ともに増加しており、定着してきている。
病院内保育所運営事業		・子育て世代が就労継続するためには保育所が必要であり、設置者に対する助成を継続する。
女性医師等就労支援事業		・女性医師等の離職防止、復職支援のための相談窓口の対応件数も増加しており、復職実績も向上している。
看護職員の就労環境改善事業		・看護キャリア支援センター事業で継続実施しており、人材確保のためには勤務環境改善の取組は必須であり研修を継続する。

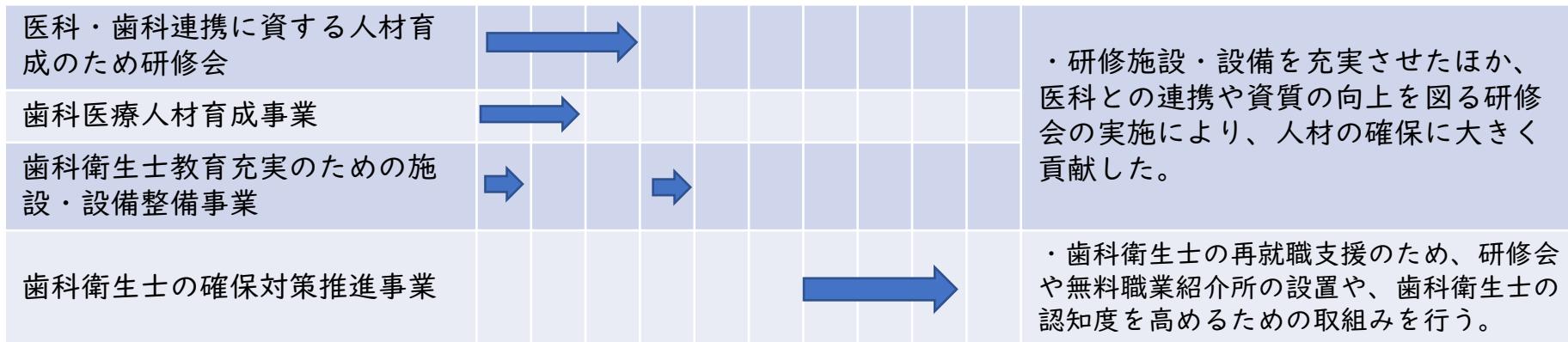
○小児・周産期医療の確保

小児救急電話相談事業		・小児救急医療における医療従事者の時間外診療等の過度な負担の軽減に寄与しており、取扱件数も年々増加していることから、今後も継続した取り組みが必要である。
小児救急医療体制整備事業		・地域での小児救急医療体制の維持に寄与しており、今後も継続して支援する必要がある。
産科医等確保支援事業		・県内産科医の確保・待遇改善のために一定の効果があり、継続して支援する必要がある。

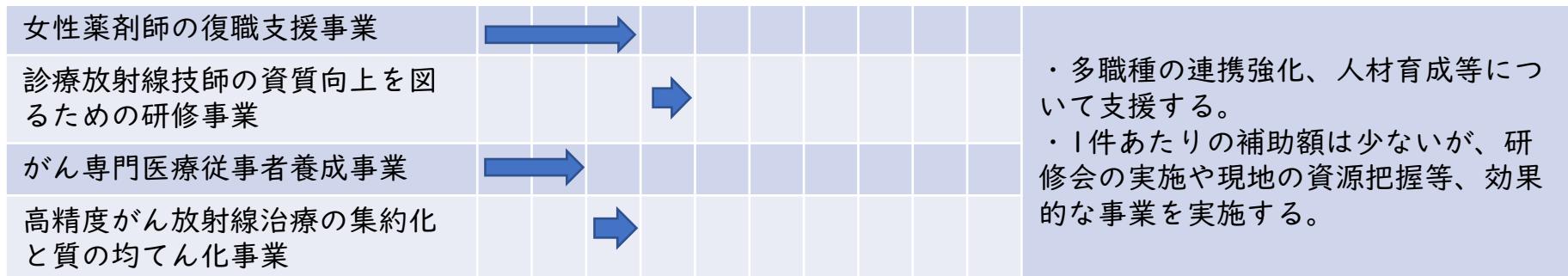
○小児・周産期医療の確保



○歯科医療従事者の確保



○その他医療従事者の確保



柱IV：勤務医の働き方改革の推進のための事業

R5年度事業計画策定に向けた県方針

- 2024年4月からの医師に対する時間外労働の上限規制の運用開始までの間に、地域での医療提供体制を確保しつつ、医師の労働時間短縮を強力に進めていくため、勤務医が働きやすく働きがいのある職場づくりを支援

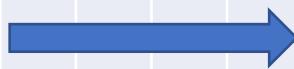
これまでの実施

26 27 28 29 30 31 2 3 4 5

事業の評価

○勤務医の働き方改革の推進のための事業

勤務医の労働時間短縮体制整備事業



・地域医療において特別な役割があり、かつ、過酷な勤務環境となっている医療機関を対象とし、勤務医の労働時間短縮に向けた総合的な取り組みに要する経費を支援することで、勤務医の労働時間を短縮し、勤務医の働き方改革の推進を図る。